

下士以下兵夫一般ノ心得

第一条

海軍勤仕ノ下士以下兵夫ハ諸規則ヲ奉躰シテ職務ヲ勉勵シ上官ノ命令ハ嚴ニ之レヲ遵守スヘシ

(當直及ヒ砲員配置ノ番号)

第二条

下士以下兵夫始メテ上官スレハ副長或ハ當任士官ヨリ命セラレタル當直及ヒ砲員配置ノ番号等之ヲ熟知スヘシ

(釣床及ヒ手箱)

第三条

下士以下兵夫始メテ乗艦シ當直ノ番号定マラハ自己ノ番号ヲ記シタル釣床衣囊及ヒ手箱ヲ請取り而シテ釣床ノ場所及ヒ衣囊手箱ノ置場ヲモ承知スヘシ

(受持砲員)

第四条

下士以下兵夫砲員配置定マラハ受持ノ砲員長ヨリ附屬諸品ヲ承知スヘシ

(食卓番号)

第五条

下士以下兵夫食卓番号定マラハ其趣ヲ食卓長ニ吹聴スヘシ

(會食組)

第六条

會食ノ組々ハ混乱ナスヘカラス而シテ食卓當番ハ其受持ノ食卓及ヒ食器ヲ常ニ清潔ナラシムヘシ

(索具熟覽)

第七条

下士以下兵夫始メテ乗艦ナサハ其艦ノ索具等ヲ熟覽シ各自ノ未夕見聞セサルモノアラハ善ク之レヲ注意スヘシ

(端艇配員)

第八条

端船ノ配員定メタル上ハ端船長ノ差図ニ從ヒ橈ノ番号ヲモ認メ置キテ漕方ノ時ニ當リ混乱セサル様心掛クヘシ

(罵詈争鬪)

第九条

互ヒニ親睦ヲ旨トシ決シテ罵詈争鬪カマシキコトヲナスヘカラス若シ止ム事ヲ得サル事ナラハ其次第ヲ穩當ニ部長ヘ申出ツヘシ

(後甲板上禮式)

第十条

下士以下兵夫後甲板ニ來ルトキハ毎ニ帽ニ手ヲ触レ必ス禮式ヲナスヘシ

(舷門出入上甲板禮式)

第十一条

下士以下兵夫舷門出入或ハ上甲板ニ登ルトキハ帽ニ手ヲ触レ禮式ヲナスヘシ

(将官ヘ禮式)

第十二条

下士以下兵夫海陸ニ拘ラス将官或ハ代理将官ニ行逢フ時ハ帽ヲ脱キテ禮式ヲナスヘシ

但シ脱帽ノ時ハ直立シテ敬禮スヘシ

(准士官以上ヘ禮式)

第十三条

下士以下兵夫海陸ニ拘ラス准士官以上ニ行逢フ時ハ帽ニ

手ヲ触レ必ス禮式ヲナスヘシ
(陸軍將校ヘ禮式)

第十四條

下士以下兵夫陸軍將校ニ行逢フトキハ必ス之レヲ海軍將校相當ノ禮式ヲナスヘシ

(外國海陸軍將校ヘ禮式)

第十五條

下士以下兵夫外國ノ海陸軍將校ニ行逢フトキモ必ス之レニ我國將校相當ノ禮式ヲ為スヘシ
(士官以上ノ命ヲ受クル時)

第十六條

下士以下兵夫若シ士官以上ヨリ詞ヲ受クル時ハ直チニ帽ヲ脱キ其命ヲ受クヘシ
(申達ヲ受クル時)

第十七條

下士以下兵夫總テ申渡シヲ受クル時間ハ必ス帽ヲ脱クヘシ
(互ニ行逢フ時)

第十八條

下士以下兵夫行逢フ時ハ互ヒニ禮ヲナスヘシ
(長上ヘ敬禮)

第十九條

總テ軍人ハ何レノ時ニ拘ラス長上ヲ敬シ之レヲ相當ノ禮遇ヲ欠クヘカラス
(品行)

第二十條

凡ソ軍人ノ不品行アル時ハ其惡名ハ己レノミニ止ラサル事ヲ辨ヘ厚ク品行ヲ慎ムヘシ

(舵輪ノ傍ニテ談話ヲ禁ス)

第二十一條

航海中舵輪ノ傍ラニ於テ談話ヲナスヘカラス
(船首ノ方向)

第二十二條

航海中舵手ニ當リタルモノハ船首ノ向フ方ヲ知り置キ若シ問ヲ受クル事アラハ應當ニ差支ナキヤウニ心掛クヘシ
(針路ニ注意)

第二十三條

航海中針路ノ變定マル時舵手ハ最モ能ク羅針ニ注意スヘシ
(帆走ノ時)

第二十四條

航海中舵手ハ橫風ニテ帆走ル節帆の風上ノミニ注意シ帆ヲ振レ動力サヽル様心掛クヘシ
(舵ヲ取ル事)

第二十五條

水兵タルモノハ一般ニ舵ヲ取ルコトニ熟練スル様心掛クヘシ
(看守ノ職務)

第二十六條

檣上看守ノ部署ニ就クトキハ常ニ水天界ニ迄眼ヲ注キ絶ヘス之レヲ看守シ目ニ觸ルヽ所ノ事故陸地帆影艦船破船ノ浮木等其他假令些細ノ事ト雖トモ必ス之レヲ當直士官ハ報告スヘシ
(看守者注意)

第二十七條

航海中艦船ノ安全ヲ保ツハ第一看守者ノ注意ニ因ルカ故

二夜中等ハ殊更前甲板舷門其他ノ部署看守ノ者ハ決シテ睡眠ヲ醸ス如キ怠惰ノ形状ヲ為スヘカラス

(看守者燈火ヲ認ル時)

第二十八条

看守者燈火ヲ認ムル時ハ直チニ之レヲ報告スヘシ

(檣楼看守)

第二十九条

檣楼ニアリテ看守スル時索具及ヒ諸帆ノ摩損スルモノヲ見出ス事アラハ之レヲ其檣楼長ニ報知スヘシ

(測鉛手ノ用務)

第三十条

測鉛手ハ定所ニ立ツテ測鉛ヲ投シ若シ遽力ニ浅所ニ来ル時ハ鋭疾聲ヲ発シテ之レヲ呼ビ當直士官ヲシテ直チニ之レヲ注意セシメ且ツ速力ニ海底ノ浅クナリタル事ヲ呼フヘシ但シ俄然ニ浅所ヲ測リ知ル時ハ少シク疑シキ所アルモ再測ヲ試ミスシテ其趣ヲ直ニ當直士官ニ報告スルヲ良トス

凡ソ船ノ安全ハ測鉛手ノ注意ニ依ルコトヲ常ニ忘ルヽコト勿レ

(事業ハ活発ニ軌レ)

第三十一条

艦船内檣楼砲座或ハ端船等何レノ部ニ配置セラルヽトモ其受持ノ事業ヲ活発快捷ニ行ヒ他人ニ劣ラサル様心掛クヘシ

(事業ヲ執ル怠惰ナルヘカラス)

第三十二条

総テ事業ヲ為スニ緩慢ナル時ハ他人ノ輕蔑ヲ受クルノミナラス夫レカ為メ終ニ罰則ニ觸ルヽコトアルヘシ

(事業中鎮静)

第三十三条

総テ事業或ハ操練ノ時間ハ鎮静黙止シテ之レニ従事スヘシ

(物品ハ錯乱スヘカラス)

第三十四条

総テ物品ハ必ス其定所ニ之レヲ置キ錯乱セサル様心掛クヘシ

(紛失物)

第三十五条

衣服其他諸物品等紛失シタ時ハ本人ヨリ部長ヲ經テ速力ニ之レヲ分隊士官へ届出ツヘシ

(遺失物)

第三十六条

衣服其他諸物品等艦内若クハ艦外ニ遺失シアルモノヲ私ニ拾ヒ取ルヘカラス若シ持主ノ知レサルモノアル時ハ部長ヲ經テ之レヲ當直士官へ届出ツヘシ

(湿リタル衣服)

第三十七条

湿リタル衣服ハ許シヲ受ケ速力ニ之レヲ着替フルヲ良トス若シ湿リタル儘着用スレハ痲痺盾斯等ノ悪病ヲ醸シ且ツ其衣装ヨリ発スル臭氣ハ最モ健康ニ害アルモノハレハ脱捨タル時モ他人ノ迷惑トナラサル様注意スヘシ

(物干)

第三十八条

衣服洗ヒ方及ヒ釣床洗ヒノ節ハ之レヲ夫々ノ物干綱ニ堅ク結ヒ留メ衣服ノ種類ハ強メテ区々ニナラサルヤウニ結ヒ附クヘシ

(洗濯ノ衣服)

第三十九条

索具或ハ繩階子ノ段索或ハ動索ニ衣服ヲ干スヘカラス
(洗濯ノ衣服乾燥方)

第四十条

洗濯ヲナセル衣服等乾燥シテ後子之レヲ収ムルニ當リ若
シ十分乾燥セサルコトアラハ速ニ之レヲ當直士官ヘ届出
ツヘシ

(甲板洗ヒノ節)

第四十一条

甲板洗淨ノ節ハ股引ヲ引揚ケ杓ヲ用ル時節ハ杓ヲ脱キ而
シテ甲板乾燥シタル時ハ杓ヲ履クヘシ凡ソ海水ハ杓皮ヲ
敗ルモノナレハ能ク之レニ注意シ且ツ股引ノ裾ハ常ニ湿
ラヌヤウ心掛クヘシ

半乾キノ冷ヘタル杓ニテ足ヲ湿ラスコトハ病ヒヲ受クル
ノ因トナル力故ニ強メテ之レニ注意スヘシ

(髮毛ハ善ク鋏ムヘシ)

第四十二条

髮ノ毛ハ善ク鋏ミ梳ルヘシ何人ニ限ラス髮ノ毛ノ長キハ
尤モ醜キモノナレハナリ

(喫烟ハ嗜ミ耽ルヘカラス)

第四十三条

喫烟ハ成ル丈ケ嗜ニ耽サルヤウ心掛クヘシ

(診療)

第四十四条

不快ナラハ速力ニ警吏ニ届出テ軍医ノ診断ヲ乞フベシ

(食事ノ間)

第四十五条

食事ノ間ハ別ツシテ静カニシテ互ニ慰勸ヲ盡スヘシ

(私用ノ時間)

第四十六条

航海中非直ノ節ハ事業ヲ休ム力故ニ其時間ニ私用ヲ為ス
ヘシ但シ此等ノ時間ニハ業前ノ書籍類ヲ讀ミ自己力職務
上ノ事ヲ研究シテ出精ヲ心掛クヘシ

定期ノ試験ニ合格セサレハ等級ヲ昇進ナシ難キモノアレ
ハ常ニ業前ヲ勉勵スヘシ

(衣服裁縫)

第四十七条

非直ノ時間作業ナキ時ハ衣服ノ裁縫或ハ補綴ノ事ヲモ稽
古スヘシ殊ニ若水兵ハ衣服ノ裁縫補綴ノ稽古ヲ心掛クヘ
シ

(章服)

第四十八条

下士以下兵夫ニ至ルマテ衣服ハ必ス定制ノ章服ヲ着シ決
シテ規定外ノ衣服ヲ用ユヘカラス

(裝服外見)

第四十九条

凡ソ海軍ノ兵員タルモノハ其容貌意気活発ナルヲ要スル
力故ニ不清潔ノ衣服ヲ着シ或ハ裝服ノ外見不体裁ナラサ
ルヤウ心掛クヘシ

(歸艦時限)

第五十条

許可ヲ得テ上陸スル時ハ定則ノ刻限ヨリ前ニ歸艦スルヤ
ウ心掛クヘシ

(偶然ノ遊興ニ耽ルヘカラス)

第五十一条

許可ヲ得テ上陸スルモ偶然ノ遊興ニ耽リ帰艦時限ヲ失ナ
ハサル事ヲ深ク注意スヘシ其遊興ノ樂ハ暫時ニシテ之レ
力為メ受クル所ノ恥辱ハ僅少ナラス且ツ此樂ヲ以テ決シ
テ此恥辱ヲ償フヘカラス

(上陸心得)

第五十二条

上陸ノ許可ヲ得ルハ保養ノ為メ逍遙シ或ハ自己ノ用便ヲ
達スル為メナレハ上陸ノ後チ主食ニ耽リ之レカ為メ規則
ヲ犯スコトナキヤウ深ク注意スヘシ

(酒食ニ耽ルヘカラス)

第五十三条

酒食ニ耽リ規則ヲ犯スコトアレハ諸人ノ信用ヲ失ヒ假令
業前ニ上達スルトモ之レカ為メニ昇級ニ妨ケアルノミナ
ラス却テ降級ノ恐レアルヘシ

(外出者ノ物品)

第五十四条

用向等ニテ外出シタル者ノ釣床衣囊手箱衣服等ハ同食卓
當番ニ於テ注意スヘシ又夕不在者ノ食物ハ同食卓當番ニ
テ注意スヘシ

(・二上ル時)

第五十五条

凡ソ・二上ル時ハ不潔ナラサルヤウ殊ニ注意スヘシ

(自己ノ用辨)

第五十六条

總テ許可ナクシテ自己ノ用辨ヲ恣ニ取扱フヘカラサルモ
ノトス